

第3回川崎市債投資家懇談会議事要旨

日時：平成19年5月22日（火）午後4時～6時30分

場所：日興アイ・アール株式会社 大会議室

1 開会

- (1) 川崎市から、「地方債を取り巻く環境が厳しさを増すなか、川崎市では、起債運営やIR活動において様々な取組みを本格化させてきており、川崎市債に対する評価やニーズに関し、投資家の視点から、忌憚のない意見を率直かつ活発にお聞かせいただきたい」旨の挨拶があった。
- (2) 川崎市から、参加メンバー及び事務局員の紹介があった。
- (3) 投資家懇談会の運営方法等について、川崎市から説明（資料1）があった。
- (4) 上記に則り、座長の選出手続きが執られ、東洋大学の稲生准教授が本会合の座長に選出された。
- (5) 座長から、「川崎市では、市場との対話に努力をされており、座長としては、投資家の皆さまのご意見をお伺いすることで議事を進めていきたいので、是非とも忌憚のないご意見をお聞かせいただきたい」旨の挨拶があった。
- (6) なお、原則は会議公開であるが、本懇談会については、公正かつ中立的な議事を確保し、率直かつ活発な意見交換を促進する観点から非公開とし、議事録の作成・公表はせず、会議概要を公表することとなった。

2 議事

(1) 川崎市の経営ビジョンと財政状況について

川崎市から、川崎市の経営ビジョンと財政状況について、3月20日に開催された平成18年度川崎市IR説明会におけるプレゼンテーション資料等（資料2、3、及び資料4）に基づいて説明を行い、財政計画担当主幹から、川崎市財政問題研究会中間報告書案（関連資料）の概要について説明を行った後、メンバー間で自由な意見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：人口増加率トップとのことだが、年齢層等その内容はどのようなものか
- ・ A：流入者は勤労者が多く、川崎市の高齢化率は政令指定都市のなかでは低い。

- ・ Q：公営企業決算の改善は収益的収支の改善ということでしょうか
- ・ A：投資的収支は厳しいが、例えば病院事業では改築などもあり現在のマイナスがピークとなる。

- ・ Q：職員削減の今後のペースはどのようになるか
- ・ A：第2次プランでは平成17年度からの3年間で1000人削減としており、昨年度までの2

年間で600人の減となっている。本年度から3年間、団塊の世代の退職が毎年600人程度となることから、こうした機会に退職者動向を踏まえての削減が見込まれる。なお、民間活用による職員削減にも取り組んでいる。

- ・ Q：土地公社の含み損益の実態はどのようになっているか
- ・ A：土地開発公社の会計基準については、平成17年度以降に簿価の半額以下で売却した土地については評価損を計上することとされている。川崎市の土地開発公社決算については時価ベースでの算出はしていない。

- ・ Q：東京と横浜には含まれているなかで、どのように差別化を図ろうとしているのか
- ・ A：東京にも横浜にも近く、地価も相対的に安いということで、税制優遇といった誘致活動は行っていない。着実なインフラ整備の結果として企業、住民が集まってきてくれていると思慮。なお、人口増は税収アップにもつながるが、例えば学校の整備等、行政需要も高まるので、両者の関係については今後検証していきながら、実行計画を策定していく必要がある。

(2) 川崎市の市債発行計画について

川崎市から、市債発行計画について説明(資料3(34頁))を行った後、メンバー間で自由な意見交換等を行った。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：10年ラダーで毎月相当量を購入していかなければならないニーズがあるので、個別発行の川崎市債ではなく、共同発行債を購入していくこととなる。発行量を増やして欲しいという要望はあるが、それが自治体にとっては必ずしも良いこととは言えないという二律背反の状況にある。また、事業への地方債の充当にはどの程度のフレキシビリティがあるのか。
- ・ A：予算編成の段階では、一般財源で不足する部分について、地方債の充当率は目一杯でみて、上限となる額を入れておく。実際の起債額は、事業の中止や執行減といった事業費の減額の影響で圧縮される傾向となる。
公募債については、間違いなく起債できるであろう額を固める必要があることから、銀行等引受債で一定の幅を持たせておく必要がある。

- ・ Q：川崎市のローンの活用にあたっての考え方を聞かせて欲しい。
- ・ A：市場公募債を確実に確保していく観点から、ローンにはフレキシビリティを持たせたい、ということで、予め発行額を確定させるというのは非常に難しい。ローンでも9月に21億発行予定とあるのは、小杉再開発に関連したもので、こうしたピンポイント事業に対応しているものでないと、確実に起債するとは言い難い。

- ・ Q：第2次改革プランでは個別事業の積上げに基づいて財政フレームを作成されていたはずだが、中間報告の方では同様のことを行っていないのか。

- ・ A：中間報告では実行計画が出来ているわけではないので、平成19年度予算をベースに試算をしたものである。

(3) 発行体に望まれることについて

上記の意見交換等を踏まえて、引き続き、川崎市から、発行体に望まれることについてメンバー間からの自由な意見を求めた。

◆ 質疑応答及びメンバーから出された意見等の概要は以下のとおり。

- ・ Q：借入方法の選択についての検討についてはどのようになっているのか。
- ・ A：政府系資金が減っていく中では、公募債の発行ロットを確保すると同時に、満期一括と定時償還のバランスをとりながら起債運営をしていきたいと考えている。
- ・ Q：基本的な考え方として、30年債で調達して償還していけば借換リスクがなくなると思うが、川崎市では発行年限を長期化していくということはないのか。
- ・ A：中期・長期・超長期を概ね1/3ずつ発行していくことにより、結果的に金利変動リスクを軽減できると考えている
- ・ Q：かつて他団体から、政令指定都市の場合、30年の充当事業が少なく超長期債の起債が難しいという話を聞いたことがあるのだが、現状はどうか
- ・ A：耐用年数の短いものや借換債では30年の起債はできないが、新規事業は基本的に30年である。
- ・ Q：超長期債の発行量が少なく、投資しにくい
- ・ A：川崎市としては、中期・長期・超長期を概ね1/3ずつ発行していくことにより、金利リスクを分散したいと考えている。
- ・ C：個別発行債のロットが少ないという問題に対しては、共同発行債を着実に購入していくということで対応していく。

3 閉会

川崎市から、ここでの議論、活発な意見交換について、謝辞が述べられた。

事務局から、次回の会合は、11月27日(火)を予定していることのご案内があった。

以 上